

議案第 8 4 号

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の制定について

川崎市保育・子育て総合支援センター条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 1 0 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市保育・子育て総合支援センター条例

(目的及び設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 9 条に基づき法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児その他の児童（以下「乳児・幼児等」という。）を日々保護者の下から通わせて保育を行うとともに、地域の子育て家庭に対して、子育てに関する専門的かつ総合的な支援を行い、もって児童及び子育て家庭の福祉の増進を図るため、保育・子育て総合支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
川崎市川崎区保育・子育て総合支援センター	川崎市川崎区大島 4 丁目 1 7 番 2 号

(事業)

第 3 条 センターは、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援に関すること。
- (2) 保育所、小学校その他関係機関との連携及び連絡調整に関すること。
- (3) 保育所の職員等の資質を向上させるための講習会、研修会等の実施に関すること。
- (4) 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（以下「一時預かり保育」という。）に関すること。
- (5) 法第24条第1項の規定による保育に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的達成に必要な事業に関すること。

（運営）

第4条 前条各号に掲げる事業は、川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）第2条に掲げる保育園との連携により、有機的に運営されなければならない。

（開所時間及び休所日）

第5条 センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、開所時間を変更し、又は休所日に開所し、若しくは臨時に休所することができる。

開所時間	午前7時30分から午後6時30分まで
休所日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（使用料）

第6条 センターにおいて子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育、支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育、同項第2号に規定する

特別利用保育、支援法第59条第2号に規定する時間外保育（以下「時間外保育」という。）又は一時預かり保育を受けた乳児・幼児等（一時預かり保育にあつては、法第6条の3第7項に規定する乳児又は幼児を含む。）の保護者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、次に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 支援法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額
- (2) 支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額
- (3) 支援法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額
- (4) 時間外保育に要する費用として規則で定める額
- (5) 一時預かり保育に要する費用として規則で定める額  
(使用料の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(損害の賠償)

第8条 センターの施設及び設備を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(入所等の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入所を断り、又は退所させることができる。

- (1) 設備その他の事情により入所させる余力がないとき。

(2) 疾病その他の事情により他の者の利用に支障を及ぼすおそれのあるとき。

(3) その他管理上特に支障があると認めたとき。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(川崎市保育園条例の一部改正)

2 川崎市保育園条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市大島保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号
川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号
川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田5丁目14番1号

」

を

「

川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田5丁目14番1号
-----------	------------------

」

に改める。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

児童福祉法第39条に基づき同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児その他の児童を日々保護者の下から通わせて保育を行うとともに、地域の子育て家庭に対して、子育てに関する専門的かつ総合的な支援を行い、もって児童及び子育て家庭の福祉の増進を図ることを目的として、保育・子育て総合支援センターを設置するため、この条例を制定するものである。